



# 山形県公報

平成24年5月25日（金）  
第2345号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

○ダムによって貯留された流水の放流に関する規則の一部を改正する規則……………（河川課）…645

### 告 示

- 生活保護法による指定介護機関の指定……………（健康福祉企画課）…646
- 生活保護法による指定介護機関の変更の届出……………（同）…647
- 生活保護法による指定施術機関の廃止の届出……………（同）…同
- 争議行為を行う旨の通知……………（雇用対策課）…同
- 県営土地改良事業計画の決定……………（最上総合支庁農村計画課）…649
- 同……………（同）…650
- 同……………（同）…同
- 同……………（同）…同
- 建設業者に対する営業停止の処分……………（置賜総合支庁建設総務課）…651
- 歳入の収納の事務の委託……………（警察本部）…同

### 公 告

- 一般競争入札の公告……………（税政課）…同
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請……………（村山総合支庁地域振興課）…653
- 大規模小売店舗の新設の届出……………（商業・まちづくり振興課）…同
- 県営住宅入居者の一般公募……………（置賜総合支庁建築課）…654
- 一般競争入札の公告……………（警察本部）…657
- 同……………（企業局）…658

## 規 則

ダムによって貯留された流水の放流に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年5月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県規則第32号

#### ダムによって貯留された流水の放流に関する規則の一部を改正する規則

ダムによって貯留された流水の放流に関する規則（昭和45年1月県規則第1号）の一部を次のように改正する。  
別表第3(2)木地山ダムの項の表を次のように改める。

|            |                  |
|------------|------------------|
| 1 木地山ダム管理所 | 長井市寺泉字桶沢4297番5   |
| 2 舟引警報所    | 長井市平野字舟引沢4324番10 |

別表第4(2)木地山ダムの項の表を次のように改める。

|      |    |                    |
|------|----|--------------------|
| 置賜野川 | 左岸 | 長井市寺泉字桶沢4297番3地先   |
|      | 右岸 | 同 市平野字小白布4325番3地先  |
|      |    | から                 |
|      | 左岸 | 長井市寺泉字桶沢4297番1地先   |
|      | 右岸 | 同 市平野字栃平4171番1地先まで |

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

## 山形県告示第538号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成24年 5月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護機関の名称                      | 施設又は実施する事業の種類                    | 指定介護機関の所在地         | 指定年月日       |
|--------------------------------|----------------------------------|--------------------|-------------|
| アクア調剤薬局                        | 居宅療養管理指導<br>介護予防居宅療養管理指導         | 鶴岡市宝田一丁目9番88号      | 平成23. 12. 1 |
| グループホーム こもれび                   | 認知症対応型共同生活介護<br>介護予防認知症対応型共同生活介護 | 鶴岡市八色木字西野335番地5    | 平成24. 3. 7  |
| 介護老人保健施設ケアホーム みやはら             | 介護老人保健施設<br>短期入所療養介護             | 鶴岡市三和町1番53号        | 同 3. 26     |
| やまがた保健生活協同組合<br>指定居宅介護支援事業所「虹」 | 居 宅 介 護 支 援                      | 山形市城西町四丁目27番25号    | 同 4. 1      |
| 心臓・血圧満天クリニック                   | 居宅療養管理指導<br>介護予防居宅療養管理指導         | 鶴岡市のぞみ町5番17号       | 同           |
| はるかぜ薬局                         | 居宅療養管理指導<br>介護予防居宅療養管理指導         | 鶴岡市のぞみ町5番21号       | 同           |
| ケアステーションほほえみ                   | 通 所 介 護<br>介護予防通所介護              | 新庄市中道町9番地4         | 同           |
| グループホームなごやか                    | 介護予防認知症対応型共同生活介護                 | 飽海郡遊佐町江地字中屋敷田3番地の7 | 同 4. 5      |
| あった家きゃっと                       | 認知症対応型通所介護<br>介護予防認知症対応型通所介護     | 鶴岡市藤島字笹花48番地12     | 同 4. 25     |

**山形県告示第539号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成24年5月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 届出をした指定介護機関の名称及び所在地  
しおん荘居宅介護支援事業所  
鶴岡市湯野浜一丁目19番28号
- 2 届出の内容

| 指定介護機関の名称      |               | 変更年月日      |
|----------------|---------------|------------|
| 変 更 前          | 変 更 後         |            |
| しおん荘居宅介護支援センター | しおん荘居宅介護支援事業所 | 平成24. 4. 1 |

**山形県告示第540号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定施術機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成24年5月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指 定 施 術 機 関 の 名 称 | 指 定 施 術 機 関 の 所 在 地 | 廃止年月日       |
|-------------------|---------------------|-------------|
| 吉 泉 接 骨 院         | 東田川郡庄内町余目字上朝丸74番8   | 平成22. 4. 19 |

**山形県告示第541号**

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、山形県医療労働組合連合会執行委員長奥山邦彦から、争議行為を行うことについて、平成24年5月17日次のとおり通知があった。

平成24年5月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 事 件  
夏季一時金等の要求に関する件
- 2 期 間  
平成24年5月29日以降事件解決の日まで
- 3 場 所
 

|                             |               |
|-----------------------------|---------------|
| 庄内医療生活協同組合<br>鶴岡協立病院        | 鶴岡市文園町9番34号   |
| 庄内医療生活協同組合<br>本部            | 同 双葉町13番45号   |
| 庄内医療生活協同組合<br>訪問看護ステーションきずな | 同 日枝海老島159番1号 |
| 庄内医療生活協同組合<br>協立歯科クリニック     | 同             |
| 庄内医療生活協同組合                  |               |

|                                         |   |                    |
|-----------------------------------------|---|--------------------|
| 鶴岡協立リハビリテーション病院<br>庄内医療生活協同組合           | 同 | 上山添字神明前38番地        |
| 協立大山診療所<br>庄内医療生活協同組合                   | 同 | 大山二丁目26番3号         |
| 協立三川診療所<br>庄内医療生活協同組合                   |   | 東田川郡三川町大字横山字袖東4番地9 |
| 総合介護センターふたば<br>庄内医療生活協同組合               |   | 鶴岡市双葉町13番45号       |
| 鶴岡協立病院附属クリニック<br>庄内医療生活協同組合             | 同 | 文園町11番3号           |
| サポートセンターあさひ<br>庄内医療生活協同組合               | 同 | 熊出字日鐘31番3号         |
| 協立ショートステイセンターふたば<br>社会福祉法人やまがた虹の会       | 同 | 日枝海老島64番地          |
| 介護老人保健施設かけはし<br>社会福祉法人やまがた虹の会           | 同 | 民田字代家田100番1号       |
| 通所リハビリテーションかけはし<br>社会福祉法人やまがた虹の会        | 同 |                    |
| デイサービスかけはし<br>社会福祉法人やまがた虹の会             | 同 |                    |
| グループホームかけはし<br>社会福祉法人やまがた虹の会            | 同 |                    |
| 山形虹の会訪問入浴サービス<br>社会福祉法人やまがた虹の会          | 同 |                    |
| ショートステイかけはし<br>社会福祉法人やまがた虹の会            | 同 |                    |
| 居宅介護支援事業所老人保健施設かけはし<br>社会福祉法人やまがた虹の会    | 同 |                    |
| 特別養護老人ホームかけはし<br>社会福祉法人やまがた虹の会          | 同 | 民田字代家田99番1号        |
| ショートステイかけはし2号館<br>医療法人健友会               | 同 |                    |
| 本間病院<br>医療法人健友会                         |   | 酒田市中町三丁目5番23号      |
| 介護老人保健施設ひだまり<br>医療法人健友会                 | 同 |                    |
| 酒田市地域包括支援センターなかまち<br>医療法人健友会            | 同 |                    |
| のぞみ診療所<br>医療法人健友会                       | 同 | 中町三丁目4番12号         |
| 訪問看護ステーションかがやき<br>医療法人健友会               | 同 | 中町三丁目3番18号         |
| 本間病院在宅介護支援事業所<br>医療法人健友会                | 同 | 中町三丁目5番23号         |
| 認知症対応型通所介護施設「楽楽」<br>地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構 | 同 | 中町三丁目3番18号         |
| 日本海総合病院<br>地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構          | 同 | あきほ町30番地           |
| 日本海総合病院酒田医療センター<br>社会福祉法人恩賜財団済生会        | 同 | 千石町二丁目3番20号        |

|                         |                   |
|-------------------------|-------------------|
| 山形済生病院                  | 山形市沖町79番1号        |
| 医療法人社団小白川至誠堂病院          |                   |
| 小白川至誠堂病院                | 同 東原町一丁目12番26号    |
| 医療法人社団松柏会               |                   |
| 至誠堂総合病院                 | 同 桜町7番44号         |
| 医療法人社団松柏会               |                   |
| 至誠堂総合病院附属中山診療所          | 東村山郡中山町大字長崎3034番地 |
| 医療法人社団松柏会               |                   |
| 至誠堂訪問サービスセンターコスモス       | 山形市旅籠町一丁目7番23号    |
| 医療法人社団松柏会               |                   |
| わかばクリニック                | 同                 |
| 医療法人社団松柏会               |                   |
| 至誠堂ホームヘルパーステーション        | 同                 |
| 医療法人社団松柏会               |                   |
| 地域包括支援センターかがやき          | 同                 |
| 医療法人社団松柏会               |                   |
| 介護療養型老人保健施設木の実          | 同                 |
| 医療法人社団松柏会               |                   |
| 適合高齢者専用賃貸住宅グランドホームはたごまち | 同                 |
| 医療法人社団松柏会               |                   |
| 至誠堂とかみクリニック             | 同 富神前48番5号        |
| 医療法人篠田好生会               |                   |
| 篠田総合病院                  | 同 桜町2番68号         |
| 医療法人篠田好生会               |                   |
| 千歳篠田病院                  | 同 長町二丁目10番56号     |
| 医療法人篠田好生会               |                   |
| 天童温泉篠田病院                | 天童市鎌田一丁目7番1号      |
| 社会医療法人二本松会              |                   |
| 山形さくら町病院                | 山形市桜町2番75号        |
| 社会医療法人二本松会              |                   |
| 上山病院                    | 上山市金谷字下河原1370番地   |

#### 4 概 要

救急患者及び入院中の重症患者のための保安要員を除く全部又は一部の組合員によるストライキ、怠業その他の争議行為並びにこれを妨害する者を排除する一切の争議行為

#### 山形県告示第542号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営塩野地区土地改良事業（水利施設整備事業（水利区域内農地集積促進型））計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成24年5月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

##### 1 縦覧に供する書類の名称

県営塩野地区土地改良事業（水利施設整備事業（水利区域内農地集積促進型））計画書の写し

##### 2 縦覧に供する場所

新庄市役所

##### 3 縦覧に供する期間

平成24年5月30日から同年6月27日まで

##### 4 その他

この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

この決定については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対しての

み、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、異議申立てについての決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

#### 山形県告示第543号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営山崎地区土地改良事業（水利施設整備事業（水利区域内農地集積促進型））計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成24年5月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 縦覧に供する書類の名称  
県営山崎地区土地改良事業（水利施設整備事業（水利区域内農地集積促進型））計画書の写し
- 縦覧に供する場所  
金山町役場
- 縦覧に供する期間  
平成24年5月30日から同年6月27日まで
- その他  
この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。  
この決定については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対してのみ、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、異議申立てについての決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

#### 山形県告示第544号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営赤松通り地区土地改良事業（農地整備事業（経営体育成型））計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成24年5月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 縦覧に供する書類の名称  
県営赤松通り地区土地改良事業（農地整備事業（経営体育成型））計画書の写し
- 縦覧に供する場所  
大蔵村役場
- 縦覧に供する期間  
平成24年5月30日から同年6月27日まで
- その他  
この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。  
この決定については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対してのみ、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、異議申立てについての決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

#### 山形県告示第545号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営宇津森地区土地改良事業（農地整備事業（経営体育成型））計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成24年5月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 縦覧に供する書類の名称  
県営宇津森地区土地改良事業（農地整備事業（経営体育成型））計画書の写し
- 縦覧に供する場所  
鮭川村役場
- 縦覧に供する期間  
平成24年5月30日から同年6月27日まで

## 4 その他

この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

この決定については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対してのみ、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、異議申立てについての決定のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

**山形県告示第546号**

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により、次のとおり営業の停止を命じた。

平成24年5月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 処分をした年月日

平成24年5月11日

## 2 処分を受けた者

- (1) 商号 アカマ建設株式会社
- (2) 主たる営業所の所在地 米沢市大字李山3822番地の1
- (3) 代表者の氏名 赤間 広行
- (4) 許可番号 山形県知事許可（般一20）第500976号

## 3 処分の内容

建築工事業に関する営業のうち、民間工事について、平成24年6月1日から同月7日までの7日間の営業の停止

## 4 処分の原因となった事実

アカマ建設株式会社が、民間発注の建設工事（建築一式工事）において、建設業法第3条第1項の許可を受けずに建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第2条ただし書に規定する金額以上の下請契約を締結したことは、同法第28条第1項第2号に該当する。

**山形県告示第547号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の収納の事務を委託した。

平成24年5月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 委託した収納事務

パーキング・メーター作動手数料収納事務

## 2 受託者の名称及び所在地

- (1) 名 称 東京美装興業株式会社山形出張所
- (2) 所在地 山形市本町一丁目7-31

## 3 委託期間 平成24年4月2日から平成25年3月31日まで

**公 告**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県税務総合電算システム運用管理支援業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成24年5月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）
- (2) 日時 平成24年7月4日（水） 午前10時

## 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県税務総合電算システム運用管理支援業務 一式
  - (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
  - (3) 契約期間 平成24年8月1日から平成26年7月31日まで
  - (4) 履行場所 仕様書による。
  - (5) 入札方法 (3)の契約期間に掲げる期間に相当する料金の総価のうち8箇月分に相当する金額により行う。  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約期間に掲げる期間に相当する料金の総価のうち8箇月分に相当する金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加者の資格
- (1)から(7)までに掲げる要件を全て満たす者であること。ただし、共同企業体にあつては、(8)から(11)までに掲げる要件を全て満たす者であること。
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
  - (2) 平成24年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成24年2月10日付け県公報第2316号）により公示された資格を有すること。
  - (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
  - (4) 次のいずれにも該当しないこと。
    - イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
    - ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
    - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
    - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。
    - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
  - (5) 共同企業体の構成員として本件入札に参加していないこと。
  - (6) 過去3年以内に、都道府県税事務全般に係る基幹システムの運用管理支援業務を履行した実績があることを証明できること。
  - (7) JIS Q 15001の基準に適合することによりプライバシーマークの使用許諾を受けていること。また、情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度に関してJIS Q 27001（ISO/IEC27001）の基準に適合することにより認証を受けていること。
  - (8) 共同企業体の全ての構成員が(1)から(4)までの要件を満たしていること。
  - (9) 共同企業体の構成員のうち1者以上が(6)及び(7)の要件を満たしていること。
  - (10) 共同企業体は、自主結成されたものであり、共同企業体協定書を締結していること。
  - (11) 共同企業体の各構成員は、他の共同企業体の構成員として又は単独で本件入札に参加していないこと。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目8番1号 山形県総務部税政課税務電算担当 電話番号023(630)2569
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
  - (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効
- 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定の方法
- 規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限



る。)をした者を落札者とする。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書又は競争入札参加資格審査申請書並びに3の(6)及び(7)に係る事項を証明する書類（共同企業体にあつては、3の(9)及び(10)に係る事項を証明する書類）を平成24年6月6日（水）午後5時までに山形県総務部税政課税務電算担当に提出すること。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、個人情報の保護に関する定め並びにこの契約に係る次年度以降の歳入歳出予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (4) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be required: Operation management and support services for Yamagata Prefectural Tax Computer Systems 1 set
- (2) Time-limit for tender: 10:00 A.M. July 4, 2012
- (3) Contact point for the notice: Tax Computer Systems Section, Tax Administration Division, General Affairs Department, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023-630-2569

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成24年5月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 申請のあった年月日

平成24年5月14日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

(1) 名 称

特定非営利活動法人 まごころサービスさくらんぼ

(2) 代表者の氏名

松村 ハツ

(3) 主たる事務所の所在地

寒河江市本町二丁目8番3号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、一般市民を対象に、「明るく・楽しく・誠実に」をモットーとし、助け合いの精神を基に、サービスを必要とする人とサービスができる人とが、共に協力し合って創造的な福祉サービスを提供し、享受され、望ましい地域社会づくりをめざしつつ、生きがいのある福祉社会を形成していくことをもって、福祉の増進に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設に関する届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・まちづくり振興課及び村山総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに山形市役所において平成24年9月25日まで縦覧に供する。

平成24年5月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマザワ松見町店

山形市松見町第二土地区画整理事業5街区1外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ヤマザワ 山形市あこや町三丁目8番9号

代表取締役 板垣宮雄

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ヤマザワ 山形市あこや町三丁目8番9号

代表取締役 板垣宮雄

株式会社ヤマザワ薬品 山形市あこや町三丁目8番9号

代表取締役 山澤進

株式会社ヤマザワカスタマーサービス 山形市あこや町三丁目9番5号

代表取締役 山澤進

4 大規模小売店舗の新設をする日

平成25年1月12日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

3,395平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数 154台

(2) 駐輪場の収容台数 40台

(3) 荷さばき施設の面積 150平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量 39立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前9時

閉店時刻 翌日の午前0時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から翌日の午前0時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数

3か所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後9時まで

8 届出年月日

平成24年5月11日

9 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成24年9月25日までに知事に提出することができる。

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成24年5月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

| 名称            | 所在地            | 規格   |             | 公募戸数 | 区分           | 家賃              |                            |                            |                            |                            |                            | 敷金           | 摘要  |
|---------------|----------------|------|-------------|------|--------------|-----------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|--------------|-----|
|               |                | 住宅形式 | 1戸当たり住戸専用面積 |      |              | 収入が104,000円以下の者 | 収入が104,000円を超え123,000円以下の者 | 収入が123,000円を超え139,000円以下の者 | 収入が139,000円を超え158,000円以下の者 | 収入が158,000円を超え186,000円以下の者 | 収入が186,000円を超え214,000円以下の者 |              |     |
| 県営中田第一アパート5号  | 米沢市中田町658-3    | 2DK  | 62.1        | 1    | 特定目的用(高齢者専用) | 21,200          | 24,500                     | 28,000                     | 31,600                     | 36,100                     | 41,700                     | 3月分の家賃に相当する額 | 単身可 |
| 同 太田町アパート1号   | 同 太田町五丁目1-10   | 3DK  | 74.0        | 1    | 一般用          | 23,300          | 26,900                     | 30,800                     | 34,700                     | 39,700                     | 45,800                     |              |     |
| 同 春日アパート1号    | 同 春日五丁目2-43    | 同    | 63.9        | 1    | 同            | 17,200          | 19,800                     | 22,700                     | 25,600                     | 29,200                     | 33,700                     |              |     |
| 同 玉の木アパート     | 同 通町八丁目2-95    | 同    | 55.7        | 1    | 同            | 14,100          | 16,300                     | 18,600                     | 21,000                     | 24,000                     | 27,700                     |              |     |
| 同 中田第一アパート2号  | 同 中田町658-3     | 同    | 68.8        | 1    | 同            | 22,400          | 25,800                     | 29,500                     | 33,300                     | 38,100                     | 43,900                     |              |     |
| 同 3号          | 同              | 同    | 69.9        | 1    | 同            | 23,000          | 26,600                     | 30,400                     | 34,300                     | 39,200                     | 45,200                     |              |     |
| 同 5号          | 同              | 同    | 75.4        | 1    | 同            | 25,800          | 29,700                     | 34,000                     | 38,400                     | 43,800                     | 50,600                     |              |     |
| 同 相生アパート1号    | 同 相生町7-65      | 同    | 69.2        | 1    | 同            | 22,100          | 25,600                     | 29,200                     | 33,000                     | 37,700                     | 43,500                     |              |     |
| 同 城北アパート1号    | 同 城北二丁目3-65    | 2DK  | 50.1        | 1    | 同            | 18,100          | 20,900                     | 23,900                     | 27,000                     | 30,800                     | 35,600                     |              |     |
| 同 糠野目アパート     | 高島町大字福沢525-5   | 3DK  | 51.2        | 1    | 同            | 12,000          | 13,800                     | 15,800                     | 17,800                     | 20,400                     | 23,500                     |              |     |
| 同 笹之北アパートAタイプ | 川西町大字中小松3017-1 | 同    | 67.4        | 1    | 同            | 19,100          | 22,100                     | 25,300                     | 28,500                     | 32,600                     | 37,600                     |              |     |
| 同 Bタイプ        | 同              | 同    | 70.7        | 1    | 同            | 20,100          | 23,200                     | 26,500                     | 29,900                     | 34,200                     | 39,400                     |              |     |

(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用（高齢・身障者用）」とあるのは、高齢者世帯及び身体障がい者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成24年6月4日～同月8日まで（受付時間：午前10時から午後5時）（ただし、郵送の場合は平成24年6月8日までの消印のあるものに限り有効とする。）

- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

米沢市金池七丁目1番50号

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産 置賜事務所

## 5 入居の時期 平成24年8月上旬

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、PCセキュリティ管理システム機器の賃貸借及び保守サービスの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成24年5月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 入札の場所及び日時

(1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部101会議室（1階）

(2) 日時 平成24年7月5日（木） 午後2時

## 2 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等及び特定役務の名称並びに数量 PCセキュリティ管理システム機器の賃貸借及び保守サービス 一式

(2) 調達をする物品等及び特定役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間 平成24年10月1日から平成29年9月30日まで

(4) 納入期限 入札説明書による。

(5) 納入場所 入札説明書による。

(6) 入札方法 (3)の契約期間に掲げる期間に相当する料金の総価のうち6箇月分に相当する金額により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約期間に相当する料金の総額のうち6箇月分に相当する金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。

(2) 平成24年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成24年2月10日付け県公報第2316号）により公示された資格を有すること。

(3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(4) 次のいずれにも該当しないこと。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

(5) 過去5年以内に国、他の都道府県又は地方自治法第252条の19第1項に規定する指定都市において、2の(1)の物品等及び特定役務と同様又は同等の物品等及び特定役務を納入した実績があることを証明できること。

(6) 当該賃貸物品等に対し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行う体制が整備されていることを証明できること。

(7) 提供される役務が、9の(1)により提出された応札物品仕様書等により基本的仕様及び特質等が満たされ、使用目的に耐え得ることが証明できること。

## 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部警務部情報管理課

電話番号 023(626)0110

## 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年 3月県規則 第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効  
入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定の方法  
規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。
- 8 契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- 9 その他
  - (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書並びに2の(1)の物品等の仕様に適合するものとして作成した応札に係る物品等の仕様書（以下「応札物品仕様書」という。）及び3の(5)から(7)までに係る事項を証明する書類（以下「証明書等」という。）を平成24年 6月11日（月）午後4時までに山形県警察本部警務部情報管理課に提出すること。  
また、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者でこの入札に参加を希望するものは、競争入札参加資格審査申請書並びに応札物品仕様書及び証明書等を平成24年 6月 4日（月）午後4時までに同課に提出すること。
  - (2) 応札物品仕様書及び証明書等を提出した者は、入札日の前日までに当該応札物品仕様書又は証明書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
  - (3) (1)により提出された応札物品仕様書については、2の(1)の物品等及び特定役務の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札物品仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。
  - (4) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、再委託の禁止に関する定め並びにこの契約に係る次年度以降の歳入歳出予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。
  - (5) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
  - (6) 詳細については入札説明書による。
- 10 Summary
  - (1) Nature and quantity of the products to be procured: Lease and maintenance service of the PC security management system: 1 set
  - (2) Time-limit for tender: 2:00 P.M. July 5, 2012
  - (3) Contact point for the notice: Information Management Section, Police Administration Division, Yamagata Prefectural Police Headquarters, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken, 990-8577 Japan, TEL 023-626-0110

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、県有地の売買について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成24年 5月25日

山形県企業管理者 小 松 喜 巳 男

1 入札の場所及び日時並びに入札に付する物件及び予定価格

| 場 所                                         | 日 時                       | 入 札 に 付 す る 物 件                                                          | 予 定 価 格     |
|---------------------------------------------|---------------------------|--------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 長井市高野町二丁目3番<br>1号<br>置賜総合支庁西庁舎<br>1階102号会議室 | 平成24年 6月28日（木）<br>午後1時30分 | 長井市館町南4006番3、4008番3<br>土地 宅 地 4,876.13㎡<br>建物 事務所 894.16㎡<br>車 庫 172.80㎡ | 98,100,000円 |

2 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、その事実があった後3年を経過しない者でないこと。
- (3) 自己又は自社の役員等（法人の役員又は役員以外の者で支店若しくは営業所を代表する者をいう。）が次のいずれにも該当しないこと。
  - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
  - ロ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用している者
  - ハ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
  - ニ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (4) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。

### 3 契約条項を示す場所

企業局総務企画課

### 4 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札見積価格の100分の5以上の額
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10以上の額

### 5 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

### 6 その他

- (1) 説明会の場所及び日時

| 入札に付する物件                                                               | 場 所                                     | 日 時                     |
|------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|-------------------------|
| 長井市館町南4006番3、4008番3<br>土地 宅地 4,876.13㎡<br>建物 事務所 894.16㎡<br>車庫 172.80㎡ | 長井市高野町二丁目3番1号<br>置賜総合支庁西庁舎<br>1階102号会議室 | 平成24年6月8日（金）<br>午後1時30分 |

- (2) 郵便による入札は、認めない。
- (3) 入札、入札条件及び契約に関する詳細については、企業局総務企画課（電話023(630)2768）に問い合わせること。

平成24年 5月25日印刷  
平成24年 5月25日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形 (631)2057 (631)2056